



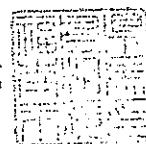
南相馬市告示第276号

本市の区域内にあらたに生じた土地を次のとおり確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第2項の規定による竣功認可の告示の日から生ずる。

平成18年12月27日

南相馬市長 渡辺 一成



土地の表示 南相馬市鹿島区大字烏崎字牛島356地内の既設護岸並びに字大木戸56地内の既設水路及び65に接する陸地の地先の公有水面埋立地6,673.90平方メートル



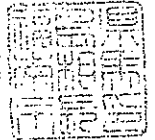
南相馬市告示第277号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成18年12月27日

南相馬市長 渡辺 一成



編入する字名	同左に編入される区域
鹿島区大字 烏崎字牛島	鹿島区大字烏崎字牛島356地内の既設護岸並びに字大木戸56地内の既設水路及び65に接する陸地の地先の公有水面埋立地6,673.90平方メートル